

参考資料（案）

目 次

1 男女共同参画関係

女性に対する暴力に関する専門調査会委員名簿	1
女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況	2
第3次男女共同参画基本計画	4
「強姦罪」に関する男女共同参画の視点からの記述	7

2 関連法令・計画

性犯罪の関連規定	11
犯罪被害者等基本法	18
第2次犯罪被害者等基本計画	23

3 関連統計

配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業の概要	42
男女間における暴力に関する調査報告書の概要	49
強姦・強制わいせつに関する統計	56

4 関連資料

関連判例	64
改正刑法草案	66
国際機関の見解	67
関連議事録	69
諸外国における性犯罪に関する規定	82
韓国のワンストップ支援センター	90
各種メディアにおける女性の割合	91
諸外国におけるメディア分野への女性の参画	92

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成 23 年 4 月 1 日現在
(50 音順・敬称略)

阿 部	裕 子	特定非営利活動法人かながわ女のスペース みずら理事
小木曾	綾	中央大学大学院教授
木 村	光 江	首都大学東京教授
竹 信	三恵子	和光大学教授
種 部	恭 子	女性クリニックWe 富山院長
※辻 村	みよ子	東北大学大学院教授
根 本	崇	野田市長
林	陽 子	弁護士
原	健 一	佐賀県DV総合対策センター所長
番	敦 子	弁護士
平 川	和 子	東京フェミニストセラピーセンター所長
森 田	展 彰	筑波大学大学院准教授
※山 田	昌 弘	中央大学教授

(※印：男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況

第55回 平成23年5月31日（火） ヒアリング

- 産婦人科医療の現場における性暴力被害者支援（種部委員）
- 女性に対する暴力被害者支援における地域の関係機関の連携と課題（阿部委員）

第56回 平成23年6月17日（金） ヒアリング

- 加害者更生と予防教育（原委員）

第57回 平成23年9月12日（月） ヒアリング

- 性暴力被害を相談しやすい体制へ向けたメディア戦略（竹信委員）
- 女性に対する暴力をめぐる国際的動向（林委員）

第58回 平成23年10月5日（水） ヒアリング

- 警察における性犯罪被害者支援（警察庁）
- 民間支援団体における性暴力被害者への総合的支援（平川委員）

第59回 平成23年10月31日（月） ヒアリング

- 精神科診療及び心理臨床施設における性暴力被害者支援（小西 武蔵野大学教授）
- 男女共同参画センターにおける性暴力の相談（納米 横浜市男女共同参画センター長）
- 犯罪被害者等相談窓口における性犯罪被害者支援（稲吉 中野区犯罪被害者支援担当）

第60回 平成23年11月28日（月） ヒアリング

- 性暴力被害当事者からの報告（大藪 フリージャーナリスト）
- 性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点（番委員）

第61回 平成23年12月15日（木） ヒアリング

- 強姦罪見直しに係る論点ごとの現状と検討の方向性（宮園 東洋学園大学教授）
- 強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討（法務省）

第62回 平成24年2月13日（月） ヒアリング

- 強姦罪見直しに係る論点の整理（木村委員）
- 性犯罪の適正な処罰と予防（小木曾委員）

第63回 平成24年3月15日（木） ヒアリング

- 指導的立場の者による性犯罪の防止～スクール・セクシャル・ハラスメントの実態と防止の必要性～（亀井 SSHP 全国ネットワーク代表）
- 韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策（太田 慶應義塾大学教授）

第 64 回 平成 24 年 4 月 23 日（月） ヒアリング

○第 3 次男女共同参画基本計画「第 2 部第 9 分野 3 性犯罪への対策の推進」の取組
状況等（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

第 65 回 平成 24 年 6 月 4 日（月） 報告書の検討

第 66 回 平成 24 年 7 月 2 日（月） 報告書の検討

第 66 回 平成 24 年 7 月 9 日（月） 報告書の検討

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）（抜粋）

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。 近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。	
具体的施策	担当府省
ア 性犯罪への厳正な対処等	
①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進 女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。	警察庁、法務省
②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成 性犯罪に一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。	警察庁、法務省
③性犯罪の潜在化防止に向けた取組 「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。	警察庁
④精神面の被害への適切な対応 性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。	警察庁、法務省、関係府省
⑤各種の性犯罪への対応 - 痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。 - インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締り	警察庁、国土交通省 警察庁

に努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。 - 盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮しつつ、関係諸規定を適切に運用して、厳正に対処する。 - ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 - 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。	警察庁、法務省
イ 被害者への支援・配慮等 ①ワンストップ支援センターの設置促進 - 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の設置を促進する。 ②女性警察官等による支援 - 指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 ③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 - 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 ④診断・治療等に関する支援 - 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。 - 性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。 - 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。 - 性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。 - 犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討する。 - 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。	
警察庁 文部科学省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、厚生労働省 警察庁	警察庁、法務省 厚生労働省 厚生労働省 警察庁、法務省、関係府省 警察庁 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省 内閣府

⑤被害者等に関する情報の保護 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。	法務省
⑥被害者連絡等の推進 捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。	警察庁、法務省
⑦専門家の養成、関係者等の連携等 - 被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。 - 性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。 - 被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。	厚生労働省 内閣府、警察 庁、厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省
ウ 加害者に関する対策の推進等	
①総合的な再犯防止対策の推進 関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。	警察庁、法務省
②その他の加害者対策の推進 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。	法務省
エ 啓発活動の推進	
メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進する。	内閣府、警察 庁、文部科学省

「強姦罪」に関する男女共同参画の視点からの記述

○女性に対する暴力に関する基本的方策について（答申）

平成12年7月 男女共同参画審議会

（2）性犯罪

② 今後の取組

イ 強姦罪等

強姦罪については、その成立について「暴行又は脅迫」ではなく、「被害者の意思に反すること」とすべきとの意見もあるが、刑罰を科すに当たっての要件は、できるだけその行為につき、客観的に判断が可能なものとするのが相当である。また、「被害者の意思に反する」ような事例は、おおむね暴行又は脅迫行為の認定が可能であるため、この問題はむしろ「暴行又は脅迫」があったと認められるか否かの事実認定の問題ではないかと考えられる。なお、事実認定に当たっては、女性に対する暴力は女性の人権に深くかかわる社会的・構造的な問題であることを十分に理解した上で「暴行又は脅迫」についての事実認定がされることが望まれる。

また、強姦罪が親告罪であることが、被害が潜在する一因となっているのではないかと意見もあるが、強姦致傷罪や複数の者による強姦罪は親告罪ではなく、また、本年5月の法改正による性犯罪の告訴期間の撤廃及び被害者のプライバシーを考えると、親告罪であることには意味があると考えられる。

また、強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑が強盗罪・強盗致傷罪・強盗致死罪の法定刑と比較して軽すぎるとの指摘があるが、裁判の運用を見ると、現実には厳しく罰せられている。むしろ、法定刑について刑法全体の見直しが行われる際の問題であると考えられる。

○男女共同参画基本計画

平成12年12月 閣議決定

（3）性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処

- ・ 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

女性に対する性犯罪への対処のため、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。

○女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策（報告）

平成16年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会

1 性犯罪

（1）加害者の厳正な処罰

ア 強姦罪の法定刑の引上げ

強姦は、加害者の性欲、支配欲等の欲望を満たすため、被害者の人格を踏みにじる行為であり、強姦された被害者の身体的、精神的苦痛は大きく、その回復には困難が伴うものである。しかも、強姦の認知件数は、平成8年までは1500件前後で推移していたがその後増加に転じ、平成15年には2500件近くにまで増えており、強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の有期懲役）の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである。

イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処

性的虐待については、たとえ加害者が近親者であったとしても、また、家庭内で行われたとしても犯罪行為に当たることは、言うまでもない。

特に家庭内における児童に対する性的虐待は、本来児童を庇護すべき立場にある者等が、物質的かつ精神的に圧倒的優位な立場等を利用しており、断じて許すことのできないものである。

我が国においては、これまでこうした暴力は、家庭内の出来事として潜在化する傾向にあった。このため、発覚した事案は、いずれも悲惨なものであり、加害者を厳正に処罰するとともに、被害者を保護することが急務である。

刑法上の強姦罪は、13歳未満の女子を姦淫した者については、手段の如何を問わず、かつ同意があっても2年以上の有期懲役に処するものとされており、家庭内における児童に対する性的虐待であってもこの要件に該当するものは当然強姦罪として処罰されることになる。

また、児童福祉法においても、児童に淫行をさせる行為を禁じており、違反者は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金（平成17年4月1日からは10年

以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科)に処せられることとされている。近年、家庭内における児童に対する性的虐待について、この条項を適用し、児童に淫行をさせる罪として処罰がなされてきており、今後ともこれらを適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。

児童に対する性的虐待は、児童虐待に対する対処の過程で判明することが往々にしてある。このため、保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。また、家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。

このように、児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、むしろ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

○第2次男女共同参画基本計画

平成17年12月 閣議決定

(3) 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

○関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

- ・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。

○第3次男女共同参画基本計画

平成22年12月 閣議決定

3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

①関係諸規定の厳正な運用と適切かつ強力な捜査の推進

- ・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、

適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。

性犯罪の関連規定

○ 刑法（明治44年法律第45号）〔抜粋〕

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第178条の2 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第180条 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

（強盗強姦及び同致死）

第241条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第243条 第235条から第236条まで及び第238条から第241条までの罪の未遂は、罰する。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〔抜粋〕

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
 - 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
 - 三 公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
 - 四 満15歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
 - 四の二 児童に午後10時から午前3時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
 - 四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満15歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項の接待飲食等営業、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
 - 五 満15歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
 - 六 児童に淫行をさせる行為
 - 七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
 - 八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
 - 九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為
 - 2 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童自立支援施設においては、それぞれ第41条から第43条まで及び第44条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。
- 第60条 第34条第1項第6号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 第34条第1項第1号から第5号まで又は第7号から第9号までの規定に違反した

者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第34条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

5 第2項（第34条第1項第7号及び第9号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第4条の2の例に従う。

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）〔抜粋〕

（児童買春）

第4条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

○ 迷惑防止条例の例（卑わい行為禁止規定関係）

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号）〔抜粋〕

（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

第5条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2～4 （略）

（罰則）

第8条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者

三 （略）

2 前項第2号（第5条第1項に係る部分に限る。）の罪を犯した者が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影した者であるときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3～6 （略）

7 常習として第2項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

9・10 （略）

○ 青少年保護育成条例の例

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年条例第181号）〔抜粋〕

（青少年に対する反倫理的な性交等の禁止）

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行つてはならない。

（罰則）

第24条の3 第18条の6の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）〔抜粋〕

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第227条第1項（第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第241条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪の被害者

三 前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第231条 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

2 被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第232条 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第234条 親告罪について告訴をすることができる者がいない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第235条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から6箇月を経過したときは、これをする
ことができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

一 刑法第176条から第178条まで、第225条若しくは第227条第1項（第225条の罪を犯
した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項の罪又はこれらの罪に
係る未遂罪につき行う告訴

二 （略）

2 （略）

第290条の2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者
等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合にお
けるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被
害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被
告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所
その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開
の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第
226条の2第3項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号に
おいて同じ。）、同法第227条第1項（第225条又は第226条の2第3項の罪を犯し
た者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る
部分に限る。）若しくは第241条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60
条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関
する法律第4条から第8条までの罪に係る事件

三 前2号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害
者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生
活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検
察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第1項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情によ
り、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親
族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行
為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被
告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で
明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第1項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法
廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたとき、第312条の規定により
罰条が撤回若しくは変更されたため第1項第1号若しくは第2号に掲げる事件に該

当しなくなつたとき又は同項第 3 号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、決定で、第 1 項又は前項の決定を取り消さなければならない。

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）〔抜粋〕

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪

被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号 に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）（抜粋）

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

〔今後講じていく施策〕

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】（再掲：第4，1. (32) ア）

(2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁】【法務省】（再掲：第4，1. (27)）

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察において犯罪被害給付制度の周知徹底を図るほか、警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】

(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【国土交通省】

(3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】
【法務省】【厚生労働省】【文部科学省】

(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において、犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨、保険者に周知する。また、医療機関に対して、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや、誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて、地方厚生局を通じて周知する。【厚生労働省】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

〔今後講じていく施策〕

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る。また、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

(2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、医療機能情報提供制度によりPTSDなど各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

(3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害

に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、医学部卒業後の初期研修のプログラム責任者や指導医に対する講習会等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省】 【厚生労働省】

(5) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】

(7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】

(12) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリング委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(13) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康支援センター」等による情報提供を図る。【厚生労働省】（再掲：第4，1.(3)）

(14) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】（再掲：第4，1.(4)）

(15) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第4，1.(5)）

(16) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下本項において「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。（再掲：第4，1.(7)）

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。【内閣府】

イ 警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。【警察庁】

ウ 厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

(17) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府】

(18) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施

厚生労働省において、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の中で犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研修を実施する。また、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。【厚生労働省】

(19) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図る。【法務省】

(20) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のあ

る教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(23) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラー等に対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（再掲：第5，1.(15)イ）

(27) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】（再掲：第3，1.(21)）

イ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

(2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施
法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院

送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、３年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】（再掲：第３，１．(22)）

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第５，１．(16)）

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

(7) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】（再掲：第３，１．(8)）

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第３，１．(24)ア）

イ 法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵

守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】（再掲：第3， 1. (26)）

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】

エ 文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。【法務省】（再掲：第4， 2. (9)イ）

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3， 1. (20)及び第4， 2. (9)ア）

カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者

等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど内容の充実を図り、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、保健・医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。また、平成13 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の相談、治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施する。

【厚生労働省】

キ 「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間取りまとめ」（平成21 年3 月）に基づき、平成21 年4 月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、基礎教育の内容・方法等の一層の充実に向け検討を行う。【厚生労働省】

ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施する。【厚生労働省】

ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】

(2) 女性警察官の配置等

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者支援用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

〔今後講じていく施策〕

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

警察庁において、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。【警察庁】

(8) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

（再掲：第2，2.(7)）

(12) 日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。【法務省】（再掲：第4，1.(32)イ）

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】（再掲：第4，1.(28)ア）

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】（再掲：第4，1.(26)イ）

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】（再掲：第4，1.(28)イ）

(15) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努める。また、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努める。【法務省】

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

（再掲：第2，3.(1)エ及び第4，2.(9)ア）

(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

（再掲：第2，2.(1)ア）

- (22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施
(再掲：第2，2.(2))
- (23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用
法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。【法務省】
- (24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等
ア（再掲：第2，2.(12)ア）
イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】
ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】
エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】
- (26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
(再掲：第2，2.(12)イ)
- (28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施
法務省において、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】
- (29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実
法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図る。【法務省】

第4 支援等のための体制整備への取組

〔今後講じていく施策〕

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置や犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。【内閣府】

イ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【内閣府】

(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。【内閣府】

(3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

（再掲：第2，1.(13)）

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

（再掲：第2，1.(14)）

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

（再掲：第2，1.(15)）

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。【文部科学省】

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

（再掲：第2，1.(16)）

(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】
【警察庁】（再掲：第4，2. (6)）

(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等する。
【警察庁】

(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

(11) 警察における相談体制の充実等

警察において、全国統一の相談専用電話「#9110 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努める。【警察庁】

(12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対

し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

- (17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実に図る。

【法務省】

- (18) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】

- (21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】

- (22) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラーを全ての中学校に配置することに加え、小学校への配置を推進するなど学校内の相談体制の充実に図る。【文部科学省】

(23) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】（再掲：第4，2. (11)及び第5，1. (15)ア）

(24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

(25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】

(26) 「被害者の手引」の内容の充実等

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】

イ （再掲：第3，1. (13)イ）

(27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

（再掲：第1，1. (3)）

(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア （再掲：第3，1. (13)ア）

イ （再掲：第3，1. (13)ウ）

(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸

機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪110 番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】

(32) 日本司法支援センターによる支援

ア (再掲：第1, 1.(1)イ)

イ (再掲：第3, 1.(12))

ウ 日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む)、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

(33) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い、充実に図る。【内閣府】

(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府】【警察庁】【総務省】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

(36) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、一層適切な支援の実施に努める。【法務省】

(37) 保護司に対する研修等の充実

刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図る。【法務省】

(38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

(39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。

また、スクールカウンセラーを全ての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充するほか、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。【文部科学省】

(40) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者等の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得て、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】

(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実

態について調査を実施する。【内閣府】

- (6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

(再掲：第4， 1.(8))

- (7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【警察庁】

- (8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】

- (9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア (再掲：第2， 3.(1)エ及び第3， 1.(20))

イ (再掲：第2， 3.(1)イ)

- (10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

- (11) 学校における相談対応能力の向上等

(再掲：第4， 1.(23)及び第5， 1.(15)ア)

- (13) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

3 民間の団体に対する援助（基本法第22 条関係）

- (1) 民間の団体への支援の充実

ア 内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。

【内閣府】

イ 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政

的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁】【厚生労働省】

ウ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省】【文部科学省】【国土交通省】

(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実

内閣府において、平成21年3月に作成し、7月に犯罪被害者支援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、一定の期間を経過後に、犯罪被害者支援団体等における活用の実態、利用した犯罪被害者支援団体等からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。【内閣府】

(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(4) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】（再掲：第5，1．（11）ア）

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。【警察庁】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

〔今後講じていく施策〕

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための

啓発事業の実施

ア 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。【内閣府】

イ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア （再掲：第4，3．(4)）

イ 警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。【警察庁】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

ア （再掲：第4，1．(23)及び第4，2．(11)）

イ （再掲：第2，1．(23)ウ）

ウ 文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

（再掲：第2，2．(3)イ）